

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年10月17日
京都市条例第16号) (総務局人事部給与課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い,規定を
整備することとしました。

この条例は,平成19年10月17日から施行することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第16号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、「の各号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)